

外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程

制 定 平成17年4月1日規程第71号
最近改正 令和7年4月1日規程第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）が獲得した外部研究費その他の資金（以下「外部資金等」という。）により雇用される非常勤職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(外部資金等により雇用される非常勤職員の種類)

第2条 この規程により、雇用される非常勤職員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 特任教員

(2) 博士研究員

(3) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学振特別研究員」という。）

2 前項各号に掲げる者の就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほか、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）を適用する。

3 前項の場合において、第3条第1項第3号及び第4号に規定する特任教員を雇用する際の取扱については、別に定める。

第2章 特任教員

(特任教員の種類)

第3条 特任教員とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

(1) 国、地方自治体又は独立行政法人等からの外部資金等により雇用され、教育・研究・診療に従事する者

(2) 企業又は民間財団等からの外部資金等により雇用され、教育・研究・診療に従事する者

(3) 学長が別に定める事業により雇用され、教育・研究・診療に従事する者

(4) 研究・産学連携推進センターURA部門等に従事する研究支援専門職（リサーチ・アドミニストレーター、産学連携コーディネーター等）

2 特任教員には、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手の称号を付与する。

3 前項の資格基準は、常勤の教員の例による。

(就業に関する特例)

第4条 特任教員には、以下の規定は適用しない。

(1) 非常勤職員就業規則第4条及び第4条の2

(2) 非常勤職員（無期転換）就業規則第3条

(受入の申請)

第5条 特任教員の受入れをしようとする者は、特任教員等受入申請書に受入予定の

者に関する次の書類を添えて、受入れる組織の長及び学群長を経由して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 健康診断書その他理事長が必要と認める書類

2 前項の場合において、受入れる組織の長及び学群長は、受入れに関する意見を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に規定する特任教員を受け入れようとする場合は、受け入れる組織の長及び学長を経由して、理事長に提出しなければならない。

(採用)

第6条 理事長は、前条第1項の申請が適当であると認めたときは、その受入予定の者を特任教員として採用する。

2 前項の採用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雇用期間)

第7条 特任教員の雇用期間は、外部資金等の措置が内定してから満了するまでの範囲内で5年を超えない期間とし、特任教員ごとに定める。雇用期間の更新の場合も同様とする。

(勤務時間)

第8条 特任教員の勤務時間は、1週間当たり35時間を超えない範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に規定する特任教員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

(特任教員に支給する賃金)

第9条 第3条第1項第1号から第3号に規定する特任教員に支給する賃金は、非常勤職員就業規則第41条第1項の規定にかかわらず給料及び通勤手当とする。

(給料)

第10条 特任教員の給料の基準額は、別に定める。

2 給料の額は、前項の給料基準額の範囲内で、その者の経験、能力、業務内容及び業務実績等を勘案して決定する。

(通勤手当)

第11条 通勤手当の支給については、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「職員賃金規程」という。）第12条各項の規定を準用する。

第3章 博士研究員

(資格)

第12条 博士研究員の資格は、次の各号に定めるところによる。ただし、正規の勤務を持つ者並びに大学院学生及び研究生等で教育及び研究指導を受けている者は除くものとする。

- (1) 博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者（人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると学長が認めた

者を含む。)

(2) 年齢は、採用年度の4月1日現在で35歳未満であること。ただし、2年目以降の更新時には、適用しない。

(職務内容)

第13条 博士研究員は、あらかじめ定められた研究計画に従い、一定の職務を分担し、研究に従事するものとする。

(就業に関する特例)

第14条 博士研究員には、非常勤職員就業規則第4条及び第4条の2の規定は適用しない。

(受入の申請)

第15条 博士研究員の受入の申請については、第5条各項の規定を準用する。

(採用)

第16条 博士研究員の採用については、第6条各項の規定を準用する。

(雇用期間)

第17条 博士研究員の雇用の期間は1年を超えない範囲内で、博士研究員ごとに定める。ただし、必要があると認められるときは、通算2年（やむを得ない場合にあっては、3年）を限度として、雇用の更新ができるものとする。

(勤務時間)

第18条 博士研究員の勤務時間は、1週間当たり35時間を超えない範囲内とする。

(年次休暇)

第19条 削除

(博士研究員に支給する賃金)

第20条 博士研究員に支給する賃金は、非常勤職員就業規則第41条第1項の規定にかかるわらず給料及び通勤手当とする。

(給料)

第21条 博士研究員の給料の基準額は、別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当の支給については、職員賃金規程第12条各項の規定を準用する。

第4章 学振特別研究員

(資格)

第23条 学振特別研究員の資格は、独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の特別研究員事業において、P D、R P D、C P Dのいずれかの区分で採用され、本学において研究に従事する者とする。

(職務内容)

第24条 学振特別研究員は、あらかじめ定められた研究計画に従い、一定の職務を分担し、研究に従事するものとする。

(就業に関する特例)

第25条 学振特別研究員には、非常勤職員就業規則第4条及び第4条の2の規定は適用しない。

(受入の申請)

第26条 学振特別研究員の受入の申請については、第5条各項の規定を準用する。

(採用)

第27条 学振特別研究員の採用については、第6条各項の規定を準用する。

(雇用期間)

第28条 学振特別研究員の雇用期間は、学振の特別研究員事業における採用期間のとおりとする。

2 雇用期間の更新は行わず、通算雇用期間は本条第1項と同様とする。

(勤務時間)

第29条 学振特別研究員の勤務時間は、1週間当たり35時間を超えない範囲内とする。

(解雇)

第30条 理事長は、非常勤職員就業規則第35条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する場合には、学振特別研究員の意に反してこれを解雇することができる。

- (1) 本学が災害その他やむを得ない理由により「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」の登録要件を満たすことが困難となり登録を取り下げたとき。
- (2) 本学が学振から「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」の登録を抹消されたとき。
- (3) 学振特別研究員が特別研究員としての資格を喪失したとき。

(学振特別研究員に支給する賃金)

第31条 学振特別研究員に支給する賃金は、非常勤職員就業規則第41条第1項の規定にかかわらず給料及び通勤手当とする。

2 学振の特別研究員事業における採用が中断された場合、中断期間中は賃金を支給しない。

(給料)

第32条 学振特別研究員の給料は、研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により学振から交付される若手研究者雇用支援金を下限とし、別に定める。

(通勤手当)

第33条 通勤手当の支給については、職員賃金規程第12条各項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第26号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第58号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。ただし、改正後の第14条及び第19条の規定は、第14条の規定において非常勤職員就業規則第4条の2を適用しないことを除き、令和6年4月1日より施行する。

附 則（令和6年規程第33号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第61号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第14号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。